

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示	ページ
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(九四一・商工業振興課)	1
道路の供用開始(九四二・道路環境課)	1
教育委員会告示	2
教育委員会会議の開催(一四)	2

告 示

秋田県告示第九百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年十一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄
- (二) 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
大規模小売店舗の名称及び所在地
二トリ秋田店

秋田市卸町一丁目百三十番八外

(三) 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ア 変更前

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
イ 変更後

株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄
北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号
株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

- (四) 変更の年月日
平成十六年十一月十八日
- (五) 変更する理由
小売業者の新規出店のため

二 届出年月日

平成十六年十一月十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

(二) 縦覧期間

平成十六年十一月三十日から平成十七年三月三十日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (一) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見を述べる理由

秋田県告示第九百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年十一月三十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	能代五城目線	能代市扇田字東扇田三五九地先から字獺野尻二六番二地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年十一月三十日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年十一月三十日から同年十二月十四日まで

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十四号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年十一月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

- 一 日時 平成十六年十二月二日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
- (一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- (二) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田県印刷局
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubararansatsu.co.jp